

現名義人様が死亡

疎明(事情説明)・推薦を行なう

疎明・推薦者が祭祀の主宰者である場合

窓口にお持ちいただく書類

チェック

- 1 申請者の実印 (必ずご持参ください)
- 2 申請者の印鑑登録証明書 (発行から3ヶ月以内のもの)
- 3 疎明(事情説明)・推薦書 (推薦者の実印を押したもの) 用紙は申請窓口にあります。
 ※疎明・推薦者は現名義人の祭祀主宰者
 ※ただし申請者及び疎明・推薦者が第二順位者で、かつ**第一順位者(配偶者及び子)**が存在する場合は、第一順位者一人からの同意書(同意者の実印を押したもの)の提出が必要です。
- 4 疎明(事情説明)・推薦者の印鑑登録証明書 (発行から3ヶ月以内のもの)
 同意者(必要な場合)の印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの)
- 5 戸籍謄本等(戸籍謄本・除籍謄本・改製原戸籍) 下記の3点の内容の備わったもの
- ① 申請者の戸籍謄本 (発行から6ヶ月以内のもの)
- ② 現名義人の死亡が記載された戸籍謄本
- ③ 現名義人と申請者、疎明・推薦者及び同意者(必要な場合)との関係がわかる戸籍謄本
- ④ 申請者及び推薦者が第二順位者で、かつ第一順位者、又はより近い第二順位者が存在せず、同意すべき立場の者が全員死亡している場合は、
 該当事全員の死亡が確認できる戸籍謄本
- 6 疎明・推薦者が祭祀の主宰者であることを推定できる書類 (①～③のいずれか1通)
- ① 現名義人の葬儀代一式費用の領収書
- ② 通知等 (例:会葬礼状等)
- ③ 現名義人の法事の際の宗教法人公印付きの施行証明
- 7 東京都霊園使用許可証
 紛失の場合は、直近の管理料領収書(口座振替の場合は口座振替通知書)
- 8 承継使用申請書及び誓約書
 用紙は申請受付窓口に用意してあります。
 申請時に記入し、申請者の実印を押していただきます。
- 9 手数料 1,600円 (承継使用申請墓所一ヶ所につき)
- 10 郵送料 切手 450円分 (新しく発行された霊園使用許可証を郵送する簡易書留代)
 ※上記1～7の書類等はすべて原本をお持ちください。
 ※印鑑登録証明書以外の提出書類について、原本還付を希望される場合は「原本」と「写し」を提出してください。

申請は上記の書類等を揃えて ①ご利用の霊園管理事務所
 ②ご利用以外の都立霊園
 ③(公財)東京都公園協会霊園課 の窓口で行なってください。

※ 郵送による申請はできません。

お手続きの際に不足の資料があった場合等は、お手数ですがご協力をお願いいたします。

〒

東京都

霊園管理事務所

☎

()

担当

〒160-0021 新宿区歌舞伎町2-44-1 東京都健康プラザ ハイジア10階
 (公財)東京都公園協会 霊園課 ☎ 03 (3232) 3151